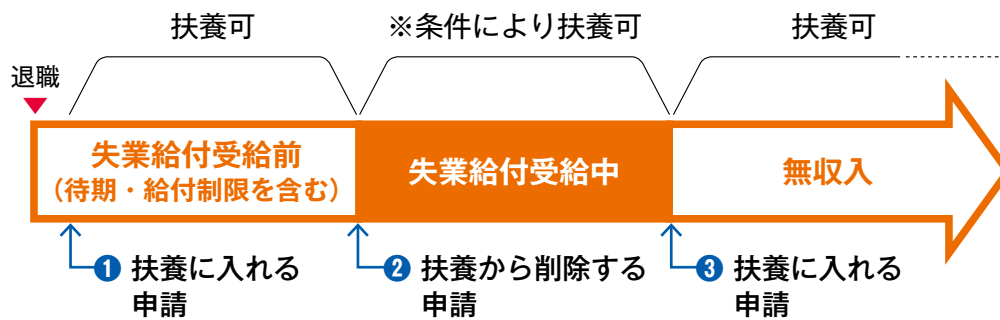


平成22年4月から、雇用保険の失業給付（失業保険）の受給前（待期・給付制限期間も含む）および失業給付受給延長（待期期間）も、**被保険者により生計が維持されている場合は**、これまで認められなかった扶養申請が可能になります。

なお、失業給付の受給が開始されましたら、速やかに扶養削除の手続きをお願いします。



- ① 退職後、原則5日以内に『扶養家族異動届（追加）』、『扶養認定対象者現況届』に次の添付書類をつけて申請してください。

失業給付を受給される方

- 無職証明書
- 離職票 1. 2. (写)【会社より交付され次第提出】
- 雇用保険受給資格者証 (写)【ハローワークより交付され次第提出】
- 誓約書

受給延長手続きをする方 ※原本をお預かりし、受給申請の際に返却いたします。

- 無職証明書
- 受給延長通知書 (原本)【ハローワークより交付され次第提出】
- 離職票 1. 2. (原本)【ハローワークより返却され次第提出】
- 離職票預入確認書

※ 離職票、雇用保険受給資格者証、受給延長通知書が交付されるまでは、退職証明書または資格喪失証明書を添付することで、先行手続きが可能です。

- ② 失業給付を受け始めたら、忘れずに扶養削除の手続きを行ってください。
 →『扶養家族異動届（削除）』に初回認定の印字がある『雇用保険受給資格者証第3面(写)』を提出してください。

なお、基本手当日額が3,561円以下（60歳以上は4,931円以下）の方は引き続き被扶養者として継続可能ですので、削除手続きは不要です。

- ③ 失業給付の受給終了後、再認定の申請をされる場合は、『扶養家族異動届（追加）』に支給終了印のある『雇用保険受給資格者証（写）』を添付して提出してください。

※ ②、③の異動日（削除および追加）につきましては、雇用保険受給資格者証の処理月日で判断いたします。

★なお、申請は事業所を通じて行ってください。

失業給付受給中または受給終了後に就職し、就職先の健康保険に加入した場合は、速やかに「扶養家族異動届（削除）」に保険証と加入先の保険証の写しを添えて、扶養家族削除の手続きを行ってください。

手続きを怠った場合は、その間の医療費全額およびその他給付金等を、被保険者に請求させていただきますので、ご注意ください。

平成22年4月1日より
 雇用保険の失業給付受給前も
 『扶養申請が可能になります』